

持続可能な水道事業の運営に向けた
門真市水道事業ビジョンの中間見直しについて

答申

令和4年3月30日

門真市上下水道事業経営審議会

【目次】

○持続可能な水道事業の運営に向けた門真市水道事業ビジョンの中間見直しについて

1. はじめに	1	
2. 門真市水道事業の状況について		
(1) 水道施設の状況について	1	
(2) 将来の事業環境について	1	
(3) 経営状況について	2	
3. ビジョンの中間見直しの内容について		
(1) 水需要予測及び財政計画の見直しについて	2	
(2) 「広域連携」項目の新設について	2	
(3) 「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて	2	
4. ビジョン（改定版）（案）に対する本審議会の意見等		
(1) 水需要予測及び財政計画の見直しについて	3	
(2) 「広域連携」項目の新設について	3	
(3) 「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて	3	
5. 門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）に基づく今後の水道事業の運営について		
(1) 水道の基盤の強化及び水道事業の持続性の確保について	4	
(2) 水道料金体系の最適化について	4	
(3) ビジョンの基本施策の実施について	4	
6. その他		
(1) 市民等への分かりやすい情報提供について	5	
(2) その他	5	
資料1	門真市上下水道事業経営審議会 委員名簿	6
資料2	門真市上下水道事業経営審議会 審議経過	7
【巻末資料】	門真市上下水道事業経営審議会における主な審議内容	8
巻末資料1	諮問書	9
巻末資料2	門真市水道事業ビジョンの各施策に関する進捗状況について	10
巻末資料3	門真市水道事業ビジョンの各施策に関する進捗状況及び目標設定一覧	26
巻末資料4	「門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）」の概要	28
巻末資料5	「門真市水道事業ビジョン（改定版）」（案）について	53
巻末資料6	門真市水道事業ビジョン（改定版）に係るパブリックコメントの結果について	78

持続可能な水道事業の運営に向けた門真市水道事業ビジョンの中間見直しについて

1. はじめに

門真市水道事業ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、門真市水道事業が目指すべき姿を掲げ、その理想像を達成するための目標を明示するとともに、平成29年度から令和8年度までの10年間で実施する具体的な実現方策を定めた計画である。今回、令和3年度が中間年度である5年目を迎えたことから、総合的な中間見直しを実施することになった。

門真市上下水道事業経営審議会（以下「本審議会」という。）は、持続可能な水道事業の運営に向けたビジョンの中間見直しについて諮問を受け、事務局から示された「門真市水道事業ビジョン（改定版）」（以下「ビジョン改定版」という。）の案の内容等について慎重に審議を行った。

その結果、次のとおり意見を集約したので答申する。 【資料1】 【資料2】

2. 門真市水道事業の状況について

(1) 水道施設の状況について

水道管路の更新及び耐震化については、平成27年度に策定した耐震化計画に基づき重要管路を優先的に着手することとし、重要管路を含めた全布設管路の耐震化を進めているところである。

管路の耐震化率（年1%で実施）については、平成26年度の17.9%から令和2年度には22.8%に向上しているものの、法定耐用年数を超過した経年化管路率については、平成26年度の38.0%から令和2年度には51.0%に増加し、耐震化率以上の増加幅となっている。

配水池耐震施設率については、平成26年度の31.1%から、平成30年の上馬伏配水場4号配水池の完成に伴い、令和2年度には56.3%となっている。ポンプ所耐震施設率については、平成26年度の70.3%から、令和2年度でも同じである。

【巻末資料4】

(2) 将来の事業環境について

ビジョンでは、将来の事業環境として、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計（平成25年3月）に基づき、将来人口及び有収水量を推計のうえ水道料金収入の予測を行い、ビジョン計画期間における財政計画を示している。

今回の中間見直しでは、社人研の人口推計（平成30年3月）に基づき、将来人口及び有収水量推計を再算定のうえ、財政計画を更新した。 【巻末資料5】

(3) 経営状況について

経営状況については、門真市水道事業では、経常収支比率、料金回収率ともに類似団体と比較して高い水準にあることが示されている。要因としては、供給単価が類似団体と比較して高い水準にあることが挙げられる。

このことも勘案しながら、水道料金の適正化及び市民負担の軽減を目的として、令和3年1月から平均で約9%の水道料金の減額改定が行われている。

【巻末資料4】

3. ビジョンの中間見直しの内容について

(1) 水需要予測及び財政計画の見直しについて

将来人口及び一人当たりの使用水量の推計の更新により、有収水量の推計値の更新とともに、令和3年1月の水道料金の改定、今後実施予定の泉町浄水場更新工事等に関する事業費の増加を踏まえた、財政計画の更新を行った。

この結果による経営状況の見直しについては、給水収益の推計がビジョン計画期間全般で、当初より約12億円減少する見込みから、総収支比率、経常収支比率及び料金回収率については、一定、当初より減少するものの、計画期間全般では100%以上の水準を維持できる見込みである。

資本的収支については、泉町浄水場更新工事の事業費の増加に伴い、令和8年度段階の資金残高が当初より大きく下回ることが見込まれる。

これに対しては、企業債充当率の引き上げの見直しにより、資金確保の措置を行いつつ、毎年度のPDCAサイクルによる実施可能な計画を立案した上で予算措置を行うことが示された。

【巻末資料5】

(2) 「広域連携」項目の新設について

平成30年の水道法改正において、広域連携の推進が規定され、国、都道府県、市町村の役割が明確化された。

大阪府内の広域連携として、平成23年度から府域一水道をめざし、大阪広域水道企業団と市町村水道事業との統合（経営の一体化）が進められていることから、「広域連携」に関する項目を新たに設定し、国・大阪府等の動向、本市水道事業の動向状況等を勘案しつつ、広域連携について検討することの必要性が示された。

【巻末資料4】 【巻末資料5】

(3) 「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて

令和2年度までの各施策の進捗状況を内部評価するとともに、一部の項目について目標設定の変更が示された。また、一部施策の方向性を見直し、基本施策3の「情報提供の充実化」と「お客さまとの連携強化」の事業の統合が示された。

【巻末資料2】 【巻末資料3】

4. ビジョン改定版（案）に対する本審議会の意見等

(1) 水需要予測及び財政計画の見直しについて

本審議会では、令和8年度における資金残高の見込が当初推計よりも大きく減少していることから、その背景及び事業の持続性について意見があった。

急激な資金残高の減少に対しては、企業債充当率の引き上げや、PDCAサイクルを講じて実施可能な計画により対応する提案がなされていることを踏まえ、容認するものである。

ただし、将来的に持続可能で安定した水道事業の運営においては、一定の資金残高を確保することが非常に重要であることから、今後の門真市水道事業の経営面における課題を明確にし、適切な対応を求めるものである。

(2) 「広域連携」項目の新設について

本審議会においては、大阪広域水道企業団との統合について、総論として大きな事業体での事業運営は理解できるもので、門真市が明確に広域化への検討を行うとする主旨について意義があるといえる。

また、広域化によるメリットやデメリット、統合に対する門真市のスタンスや方向性をわかりやすく情報発信すべきとの意見もあった。したがって、今後の具体的な検討を進める中で門真市としての判断がなされることに鑑み、本審議会としては原案を承認するものである。

(3) 「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて

本審議会において、「計画よりも遅れている」基本施策について、その背景や改善策について意見があった。

本審議会の全般的な意見としては、少しでも進捗するように具体的な取組みを設定して、実施することが必要である。

各意見について、事務局において必要な加筆修正等がなされていることは、評価できるものである。

なお、評価方法については、施策ごとの評価がされていることから、一部、進捗度が分かり難い面も見受けられる。今後、ビジョンの進行管理においては、各施策の進捗度が分かりやすい評価方法を検討されることを提案する。

以上の意見提起並びに各回の本審議会の会議における各委員の意見及び指摘事項に対して加筆修正等がなされた経過を踏まえ、本審議会としては、「ビジョン改定版」の案は適当であると判断する。

5. ビジョン改定版に基づく今後の水道事業運営について

(1) 水道の基盤の強化及び水道事業の持続性の確保について

ビジョン改定版に示されているように、今後も有収水量が減少傾向にあることから、給水収益は減少が続くと予想される。その中であって、泉町浄水場更新工事に係る事業費見込が大きくなることから、毎年度の予算措置において事業費見込を精査するとともに、今後も経営効率化に努められたい。また、中長期的な財政計画における収支構造の改善の検討も必要である。

大阪広域水道企業団との統合については、今後、シミュレーションを適正に実施し、統合による影響を十分に検証した上で、その方向性について適切に判断されることを要望する。また、市民等へ積極的かつ分かりやすい情報発信に努められたい。

(2) 水道料金体系の最適化について

財政計画の状況については、水道料金の減額改定による総収支比率の落ち込みが見られるものの、ビジョン計画期間における財政計画としては、適正な料金水準であることが伺える。ただし、ビジョン計画期間終了後の令和9年度以降の料金水準については、上記(1)でも指摘したように、中長期的な財政計画における収支構造改善への検討が必要である。

水道料金体系及び料金水準は、今後の水道事業の持続性の確保には、特に重要な要素となることから、定期的に料金水準を検証されたい。また、水道料金体系の最適化に関する検討については、時期を逸しないよう適切に対応されたい。

具体的な水道料金体系の設定及び料金水準の決定に際しては、現在の用途別の料金から口径別体系への見直し、また、基本水量の見直し等を含めた検討を行うとともに、水道施設の更新を計画的に推進し、事業の持続性と世代間負担の公平性を確保した適正な料金体系・料金水準について検証されたい。

(3) ビジョンの基本施策の実施について

「4. ビジョン改定版（案）に対する本審議会の意見等」において指摘したところであるが、具体的な取組みを設定して、少しでも進捗するように実施することが必要である。

特に、「応援協定の充実」「必要な資機材の確保」等の「危機管理体制の構築」では、緊急時に迅速な対応が求められるため、各施策の個別業務の目標水準及び優先順位を設定するなど適切な進行管理のもと、目標達成に向け着実に実施されたい。

また、「水道管路の耐震化」では、計画的に更新が行われているものの、計画更新率が年間1%(100年ペース)の状況では、耐用年数40年を超える管路経年化率は、更新ペース以上に増加するため、資金面に勘案しつつ可能な限り、耐震化率の向上に努められたい。

6. その他

(1) 市民等への分かりやすい情報提供について

今後、ビジョンを適切に推進する上で、市民等への情報提供に際しては、分かりやすく表現し、適切に伝わるよう努められたい。

(2) その他

本審議会における各委員からの様々な意見、要望等について十分に考慮し、今後の事業運営に活かされることを本審議会の総意として要望する。

資料1 門真市上下水道事業経営審議会 委員名簿

区分	氏名	所属役職名等	備考
会長	辻 壽一	大阪樟蔭女子大学名誉教授 大阪市立大学大学院生活科学研究科 客員教授	学識経験者
副会長	菅原 正明	菅原正明公認会計士・税理士事務所 門真市監査委員	学識経験者
委員	水野 忠雄	摂南大学理工学部都市環境工学科 准教授	学識経験者
委員	葭田 正子	門真市消費生活研究会会長	市民団体を代表 する者
委員	水井 貴史	株式会社柳澤製作所 製造部第2製造課次長	商工業団体を代 表する者
委員	渡邊 昇	大阪広域水道企業団 東部水道事業所 所長	関係団体の職員
委員	吉川 かおり	-	市民の代表
委員	中吉 美智	-	市民の代表
委員	松本 剛	大東市上下水道事業管理者	関係行政機関の 職員

資料2 門真市上下水道事業経営審議会 審議経過

	開催年月日	審議事項
第1回	令和3年 8月3日(火)	(1) 会議の公開について (2) 「門真市水道事業ビジョン」の中間見直しについて (3) 門真市水道事業ビジョンの各施策に関する進捗状況について ・平成29年度から令和2年度までの進捗状況の報告 ・計画期間後半の実施方針、目標について
第2回	令和3年 10月28日(木)	「門真市水道事業ビジョン(改定版)」(案)について
第3回	令和3年 12月23日(木)	(1) 「門真市水道事業ビジョン(改定版)」(案)について (2) パブリックコメントの実施について
第4回	令和4年 3月30日(水)	(1) 「門真市水道事業ビジョン(改定版)」(案)に係るパブリックコメントの結果について (2) 「門真市水道事業ビジョン(改定版)」(案)について (3) 「門真市水道事業ビジョン(改定版)」の答申について

【巻末資料】

門真市上下水道事業経営審議会における主な審議事項

※本審議会において審議を行うにあたって事務局から提示された資料を巻末資料として添付する。
（【巻末資料1】～【巻末資料6】）

門真市上下水道事業経営審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝

諮 問 書

現在、本市水道事業において、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする「門真市水道事業ビジョン」に掲げる3つのめざすべき理想像の実現に向け、各施策に鋭意取り組んでおります。

今般、令和3年度は門真市水道事業ビジョンの計画期間の中間年度になりますことから、これまでの進捗状況の確認とともに、経営環境の変化に対し、必要に応じた中間見直しを行うものであります。

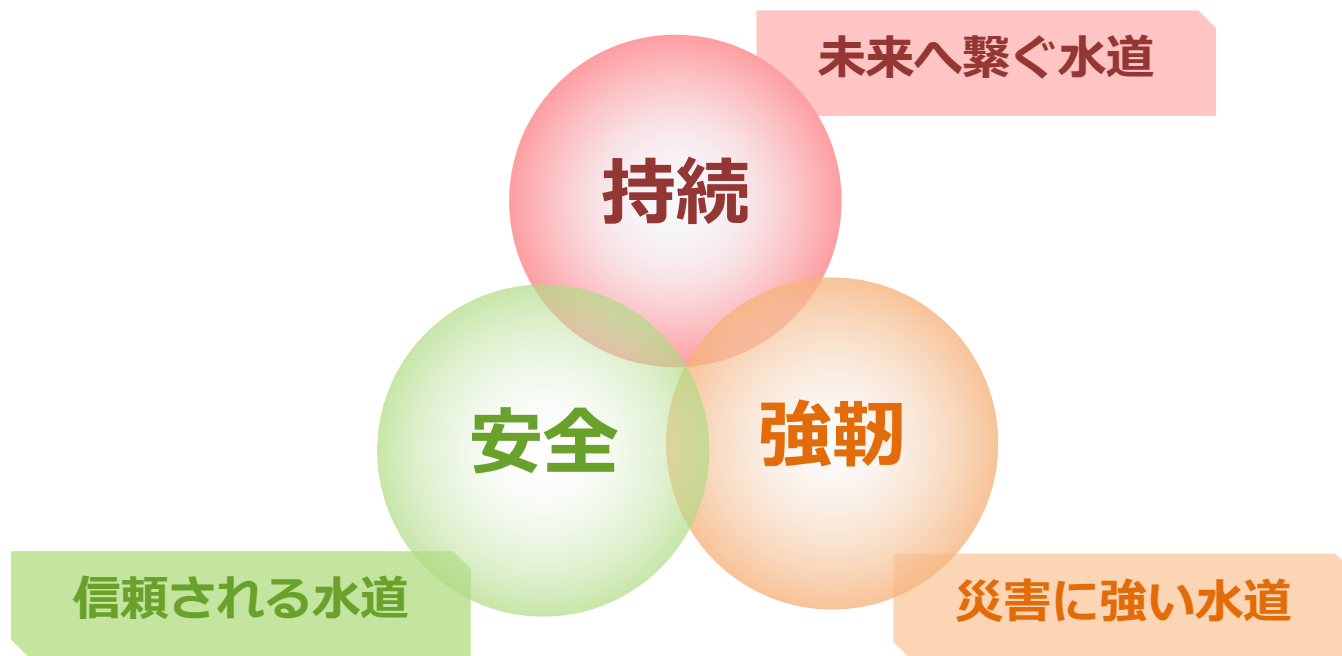
持続可能な水道事業の運営に向けた門真市水道事業ビジョンの中間見直しを行うにあたり、貴審議会の意見を求めます。



門真市水道事業ビジョンの 各施策に関する進捗状況について [令和2年度末]



門真市水道事業ビジョン（平成29年3月策定）における理想像



以下、門真市水道事業ビジョンの中間見直しを行うにあたり、理想像の分野ごとに、進捗状況を振り返りました。



門真市水道事業ビジョン進捗状況

1

- ・平成29年度から令和2年度までの主な実施内容について

2

- ・平成29年度から令和2年度までの進捗状況について

3

- ・進捗状況を踏まえた今後の取組方針について



1

平成29年度から令和2年度までの 主な実施内容について



① 持続（未来へ繋ぐ水道）

目標設定

具体的な実現方策

基本施策 1

事業運営体制の強化

- （事業1-1）人材育成施策の実施
- （事業1-2）近隣水道事業者との業務共同化の推進
- （事業1-3）効率的な民間活用

基本施策 2

事業運営に必要な財源確保

- （事業2-1）水道料金体系の最適化に関する検討
- （事業2-2）確実な水道料金の徴収

基本施策 3

水道サービスの充実化

- （事業3-1）お客さまニーズ把握施策の実施
- （事業3-2）情報提供の充実化
- （事業3-3）お客さまとの連携強化

持続

【令和2年度までの主な実施内容】

- ・ 職員の資格取得促進制度の構築
- ・ 水道事業の事務について、共通のフローで整理
- ・ 近隣水道事業者との業務の共同実施（共同水質検査、共同研修）
- ・ アセットマネジメントの更新（料金改定等を反映）
- ・ 料金収納率の確保
- ・ 指定給水装置工事事業者等を対象にしたアンケートの実施
- ・ 自治会で実施する防災訓練の参加

② 安全（信頼される水道）

目標設定

具体的な実現方策

基本施策 4

安全な水の供給

（事業4-1）水安全計画の推進

（事業4-2）水質管理体制の適正化

（事業4-3）貯水槽水道に係る適正管理の指導

安全

【令和2年度までの主な実施内容】

- ・ 水安全計画の定期的な検証及び見直し
- ・ 給水モニターの管理並びに水質監視エリアに関する検証及び見直し
- ・ 貯水槽水道の管理者への適正管理指導

③ 強靱（災害に強い水道）

目標設定

具体的な実現方策

基本施策 5

水道施設の耐震化の推進

（事業5-1）最重要管路路線耐震化事業の実施

（事業5-2）配水池耐震化事業の実施

（事業5-3）浄水場*施設更新事業の実施

基本施策 6

危機管理体制の構築

（事業6-1）危機管理対策マニュアルの見直し・拡充

（事業6-2）応援協定の充実化

（事業6-3）必要な資機材の確保

強靱

【令和2年度までの主な実施内容】

- ・耐震化計画に基づく最重要管路路線の更新、耐震化事業の実施
- ・配水池耐震化事業として上馬伏4号配水池築造工事の完成
- ・泉町浄水場の更新に向けた詳細設計の実施及び年次計画の作成
- ・水道事業に関する危機管理対策マニュアルの整備
- ・災害想定訓練（災害時初動活動要領に基づく想定訓練）の実施

2

平成29年度から令和2年度までの 進捗状況について



門真市水道事業ビジョンの進捗管理について

「門真市水道事業ビジョン
年度別実施計画」を作成

実施計画に則り、
各基本施策を実施

進捗状況の、
内部評価を実施

内部評価を
「経営状況報告書」にまとめ、
ホームページに公表

各年度

〈表－1〉各基本施策の進捗状況（平成29年度から令和2年度）

分野名	施策数	A評価 ¹⁾	B評価 ¹⁾	C評価 ¹⁾
持 続 (未来へ繋ぐ水道)	8 施策	0 施策	6 施策	2 施策
安 全 (信頼される水道)	3 施策	0 施策	3 施策	0 施策
強 靱 (災害に強い水道)	6 施策	0 施策	4 施策	2 施策
合 計	17 施策	0 施策	13 施策	4 施策

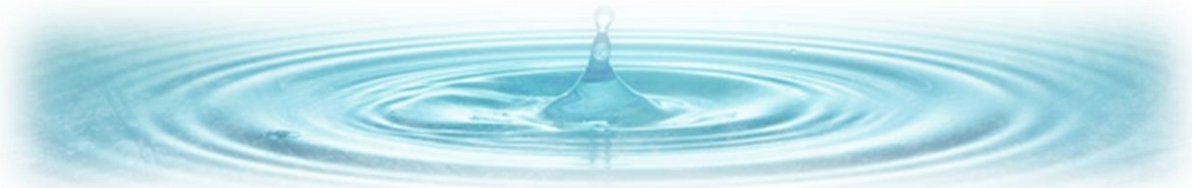
注) 平成29年度から令和2年度までの期間における年度別実施計画の目標に対する評価

- A 計画よりも進捗している。
- B 概ね計画通りに進捗している。
- C 計画よりも遅れている。



〈表－2〉 各施策の進捗状況が遅れている要因や課題

施策名	遅れている要因、課題
近隣水道事業者との業務共同化の推進	広報共同業務の活動終了後の、共同化可能業務に関する近隣水道事業者との意向調整に時間を要しており、共同化可能業務の選別が未確定である。
効率的な民間活用	参考となる適切な事例に乏しく、事業評価手法等の検討に時間を要し、評価が未実施である。
応援協定の充実化	参考となる適切な事例に乏しく、応援締結基準の検討に時間を要し、協定内容が未確定である。また、今後、他の水道事業者、企業等との調整が必要となる。
必要な資機材の確保	資機材の種類が多く、資産管理の面も考慮すべきことから、必要な資機材の種類、数量の決定に時間を要している。また、今後、他の水道事業者との調整が必要となる。



3

進捗状況を踏まえた今後の 取組方針について



平成29年度から令和2年度までの進捗状況を踏まえた、令和8年度までの計画期間における具体的な実現方策及び目標設定については、資料4-2『門真市水道事業ビジョン』の各施策における進捗状況及び目標設定一覧のとおりです。

水道事業ビジョンの目標設定については、一部の施策を除き、中間見直しの段階では「概ね計画通りに進捗している」状況であるため、当初目標どおりとし、引き続き、施策を進めていきます。

一方、「計画よりも遅れている」施策については、事業実施に向けた調査、検討に時間がかかり、また、調整を要する項目があるため、業務手法や進捗管理体制等も十分に考慮した改善に努め、目標達成に向けた取り組みを進めていきます。



「門真市水道事業ビジョン」の各施策における進捗状況及び目標設定一覧

【巻末資料3】

A 計画よりも進捗している。 B 概ね計画通りに進捗している。 C 計画よりも遅れている。

分野名	基本 施策名	番号	施策名	目標	ロードマップ（計画）			令和2年度末の実績	進捗状 況評価	進捗状況を踏まえた今後の取組方針 （令和8年度の目標）
					前期計画内容 （平成29年度～令和2年度）	中間年度 （令和3年 度）	今後の計画内容 （令和4年度～令和8年度）			
持続（未来へ繋ぐ水道）	基本 施策 1 （事業 運営 体制 の 強化）	1	人材育成施策 の実施	① 法定資格の取得率 100% ⇒ 100% 任意資格の取得率 39.4% ⇒ 69.7% ② 習熟度の把握 ③ 組織力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 資格のリストアップ 資格取得支援制度の検討、実施 習熟度把握方法の検討、実施 事務フロー図の確認、更新 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得支援制度の運用 習熟度把握方法の実施 事務フロー図の確認、更新 必要な職員数の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得支援制度の構築、実施 習熟度把握手法の調査 事務フローの更新 業務量の作成、更新 	B	① 水道事業に必要な資格に関する支援の実施 【目標】 ○ 法定資格の取得率 100% ○ 任意資格の取得率 69.7% ② 水道事業に必要な技能・技術の把握及び内部研修の実施 【目標】 習熟度の把握 ③ 職員の適正配置及び事業運営に必要な職員数の検討 【目標】 組織力の強化	
		2	近隣水道事業者 との業務共同化 の推進	① 新たな共同化の実施 0件 ⇒ 2件 ② 共同水質検査の近隣市への 拡大	<ul style="list-style-type: none"> 広報業務共同化に向けた調整 研修業務における共同化の実施 寝屋川市との共同水質検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 寝屋川市との共同水質検査の実施 新たな業務共同化に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 寝屋川市との共同水質検査の実施 研修業務の共同実施（令和2年度は中止） 広報業務に係る近隣市との活動終了 広報以外の他分野における業務共同化に関する調査、検討 	C	① 引き続き、新たな共同化に向けた業務項目の検討 【目標】 ○ 近隣水道事業者との検討、協議により業務共同化をめざす ② 寝屋川市との共同水質検査を引き続き実施 【目標】 ○ 《新設》他市水道事業者との共同検査実施検体数 308件	
		3	効率的な 民間活用	事務事業評価の実施 0件 ⇒ 3件	<ul style="list-style-type: none"> 委託内容の評価について手法を検討 事務事業評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 委託内容の評価検証 更なる効率的な民間活用、業務効率化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の評価に関する手法の検討 	C	<ul style="list-style-type: none"> 委託内容の評価検証 更なる効率的な民間活用、業務効率化に向けた検討 【目標】 ○ 事務事業評価の実施 3件 （水道施設等維持管理業務、水道料金収納等業務、水道施設 運転管理業務）	
	基本 施策 2 （事業 運営 に 必要 な 財 源 確 保）	1	水道料金体系の 最適化に関する 検討	アセットマネジメントを活用した事業 規模と料金体系の最適化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金体系の試算 アセットマネジメントの精査 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金最適化に向けた検討 アセットマネジメントの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 現行アセットマネジメントの数値更新 アセットマネジメントの見直し手法について検討 （公社）日本水道協会が作成した「水道料金算定 要領」に基づく試算 	B	<ul style="list-style-type: none"> アセットマネジメントの見直し 水道料金体系の最適化に向けた検討 【目標】アセットマネジメントを活用した事業規模と料金体系の最適化の 検討	
		2	確実な水道料金 の徴収	収納率 99.82% ⇒ 可能な限り100%	<ul style="list-style-type: none"> 更なる収納率向上に向けた施策の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる収納率向上に向けた施策の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 収納状況について、収納業務委託業者との定例会議 スマートフォンを用いた水道料金の決済システムを開始 滞納整理マニュアル策定に向けた調査、検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> 更なる収納率向上に向けた施策の検討、実施（市外転出後の転居先不明 者に対する調査方法や滞納処分を含む債権管理を実施） 【目標】 ○ 収納率 99.94%	
	基本 施策 3 （水 道 サ ー ビ ス の 充 実 化）	1	お客さまニーズ把握 施策の実施	お客さまニーズ把握手法の確立に よるお客さまニーズに沿った水道 サービスの実現	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施 ニーズ把握手法の検討 ニーズ把握の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ把握の実施 ニーズに応じた施策の検討と実施 	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事事業者等を対象にしたアンケートの実施 アンケート結果をもとにしたニーズ把握及びサービス改善 に向けた手法の検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化する中、効果的に お客さまニーズを把握する手法の検討 ニーズ把握の結果を踏まえた水道サービスの実現 【目標】 お客さまニーズ把握手法の確立によるお客さまニーズに沿った水道サー ビスの実現	
		2	情報提供の 充実化	提供情報内容の整理と情報提供 手法の確立によるお客さま満足度 の向上	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業が情報提供している内容について項目 ごとに精査（全14項目） 新たな広報手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな広報手法の実 施 広報効果測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 14項目すべてについて、情報提供内容及び方法の 精査を実施 新たな広報手法として考えられるものを検討 	B	<ul style="list-style-type: none"> 新たな広報手法の検討 広報効果測定の実施 【目標】 情報提供手法の確立によるお客さま満足度の向上	
		3	お客さまとの 連携強化	協働による防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練等の実施に向けた調整 新たな施策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな施策の検討 新たな施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の防災訓練、市の総合防災訓練等に参加 	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に応じた市民参画 の協働活動の実施 【目標】 協働による防災訓練等の実施	

「門真市水道事業ビジョン」の各施策における進捗状況及び目標設定一覧

【巻末資料3】

A 計画よりも進捗している。 B 概ね計画通りに進捗している。 C 計画よりも遅れている。

分野名	基本施策名	番号	施策名	目標	ロードマップ（計画）			令和2年度末の実績	進捗状況評価	進捗状況を踏まえた今後の取組方針（令和8年度の目標）
					前期計画内容 （平成29年度～令和2年度）	中間年度 （令和3年度）	今後の計画内容 （令和4年度～令和8年度）			
安全（信頼される水道）	基本施策4 （安全な水の供給）	1	水安全計画の推進	毎年の検証実施による水安全計画の充実化	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画の定期的な内容検証 必要に応じて見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画の定期的な内容検証 必要に応じて見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画における内部検証の実施 	B	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画の実施状況の検証 他のマニュアル等の整合を図る等、必要な見直しを実施 【目標】 毎年の検証実施による水安全計画の充実化	
		2	水質管理体制の適正化	水質監視エリアごとの給水モニターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 水質監視エリア分けの実施 測定項目を整理し、移設、更新 	<ul style="list-style-type: none"> 水質監視エリアごとの給水モニターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 検証をもとにした既存モニターの更新 水質監視エリアの確定 	B	<ul style="list-style-type: none"> 水質監視エリアのエリア分けに基づく給水モニターの設置及び各検査地点での測定項目の変更 【目標】 水質監視エリアごとの給水モニターの設置	
		3	貯水槽水道に係る適正管理の指導	単年度の貯水槽水道指導率 0.2% ⇒ 75%	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道の設置者に対する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道の設置者に対する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道の設置者に対する指導の実施 ○ 貯水槽水道指導率 77%	B	<ul style="list-style-type: none"> 市長部局との連携を強化しつつ、貯水槽水道の設置者に対する適正管理について指導 【目標】 単年度の貯水槽水道指導率 75%以上（現行水準以上の指導を実施）	
強靱（災害に強い水道）	基本施策5 （水道施設の耐震化の推進）	1	最重要管路路線耐震化事業の実施	全体の管路の耐震化率 17.9% ⇒ 29.1% 最重要管路の耐震化率 37.3% ⇒ 60.2%	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化計画に基づく管路の更新、耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化計画に基づく管路の更新、耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> 国道163号、府道八尾枚方線ほか管路の更新を実施 ○ 全体の管路の耐震化率 22.8% ○ 最重要管路の耐震化率 44.6%	B	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化計画に基づく管路路線の更新・耐震化事業を実施 【目標】 ○ 全体の管路の耐震化率 29.1% ○ 最重要管路の耐震化率 60.2%	
		2	配水池耐震化事業の実施	配水池耐震施設率 31.1% ⇒ 56.3%	<ul style="list-style-type: none"> 上馬伏配水池4号配水池耐震事業 	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度事業完了 ○ 配水池耐震施設率 56.3%	B	—	
		3	浄水場施設更新事業の実施	ポンプ所耐震施設率 70.3% ⇒ 100%	<ul style="list-style-type: none"> 泉町浄水場の詳細設計の完成等 	<ul style="list-style-type: none"> 泉町浄水場の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 電気ケーブル移設工事の発注 ○ ポンプ所耐震施設率 70.3%	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度までの計画期間内に向けて泉町浄水場の更新事業を実施 【目標】 ○ ポンプ所耐震施設率 100%	
	基本施策6 （危機管理体制の構築）	1	危機管理対策マニュアルの見直し・拡充	マニュアルの見直し・拡充 受援体制の構築 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策マニュアルの見直し、拡充に向けた検討 受援体制マニュアルの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 受援体制を考慮した実働的な危機管理対策マニュアルへの検証 受援体制を考慮した実働的な危機管理対策マニュアルへの検証 防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 未策定分野におけるマニュアルの策定（漏水対策マニュアル、管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル） 各種マニュアルの時点修正（災害時初動活動要領等） 受援体制構築に向けた検討 災害想定訓練の実施（災害時初動活動要領に基づく訓練） 	B	<ul style="list-style-type: none"> 受援体制を考慮した実働的な危機管理対策マニュアルへの見直しとともに、活動体制を構築 【目標】 マニュアルの見直し・拡充 受援体制の構築 防災訓練の実施	
		2	応援協定の充実化	応援協定の精査、事業者の選定基準を策定し、より充実した応援協定を締結	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定締結基準についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定締結に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定の充実化に向けた庁内ワーキンググループによる検討 	C	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定内容の充実化に向けた検討のうえ、応援協定を締結 【目標】 応援協定事業者の選定基準及び協定案を作成し、応援協定を締結
		3	必要な資機材の確保	資機材保有体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材の種類、数量についての検討、確定 保有計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材を計画的に保有 近隣の水道事業者や民間事業者と連携し、調達可能な体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材を計画的に保有 近隣の水道事業者や民間事業者と連携し、調達可能な体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材の種類、数量の庁内ワーキンググループによる検討 	C	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に備えた資機材の種類・数量等の保有計画を作成 近隣の水道事業者や民間事業者と連携し、資機材の調達可能な体制の構築 【目標】 資機材保有体制の構築



「門真市水道事業ビジョン (改定版)」(案)の概要



門真市水道事業ビジョンの改定について

- 門真市水道事業ビジョン（ビジョン）策定後の各施策の進捗状況等を踏まえ、ビジョンに掲載している各施策の具体的な実現方策、数値目標、財政計画を中心に、必要な事項の改正を実施
(将来推計、財政計画等については、次回の第3回門真市上下水道事業経営審議会で提示)
- ビジョンの基本理念、理想像、施策体系そのものについては、計画期間全体における水道事業の根幹となる姿勢を示すものであるため、変更は実施しない。

※ 第1回門真市上下水道事業経営審議会資料3 「門真市水道事業ビジョンの中間見直しについて」の「中間見直しの範囲（基本的な考え方）」を参照



門真市水道事業ビジョンの改定内容（本編）

項 目	改 定 内 容
第 1 章（門真市水道事業ビジョン策定の背景）	必要な時点修正を実施
第 2 章（門真市水道事業の概要）	必要な時点修正を実施
第 3 章（現状評価と課題）	令和 2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
第 4 章（将来の事業環境）	中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施 ※将来推計値等については第 3 回審議会で提示
第 5 章（基本理念と理想像）	改定なし
第 6 章（目標設定と推進する実現方策）	令和 2（2020）年度までの進捗状況及び第 1 回審議会の審議内容を踏まえた更新を実施
第 7 章（検討の進め方とフォローアップ）	改定なし



門真市水道事業ビジョンの改定内容（資料編）

項 目	改定内容
資料 1（用語解説）	必要な時点修正を実施
資料 2（門真市水道事業経営審議会・パブリックコメント）	令和 3（2021）年度の審議スケジュールを踏まえ、後日更新予定
資料 3（財政計画）	中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施 <small>※将来推計、財政計画等については第 3 回審議会で提示</small>
資料 4（耐震化計画）	令和 2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
資料 5（水安全計画の概要）	必要な時点修正を実施
資料 6（アセットマネジメントの概要）	令和 2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施



第2回審議内容における改定のポイント

①

- 水道法の改正等による「広域連携」に関する項目の新設（改定版（案）37ページ関係）

②

- 第1回審議会での審議内容及び令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直し（改定版（案）39ページ～46ページ関係）

③

- 業務指標について、令和2年度末における時点修正及び文章表現を修正（改定版（案）11ページ～30ページ関係）



①

水道法の改正等による「広域連携」に関する項目の新設



広域連携について（その1）

資料2（改定版）（案） 37ページ

1. 国、大阪府等の動向について

(1) 水道法の改正

平成30（2018）年に水道法が改正され、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化及び深刻化する人材不足等、水道事業が直面する課題に対応し、水道の基盤の強化に関する措置が規定され、広域連携の推進が求められることになった。

(2) 大阪府の動向

平成30（2018）年に大阪広域水道企業団及び府内の全水道事業者が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置し、「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」を取りまとめた。

今後、府域全体を計画区域とした水道基盤強化計画の策定に向けた検討が進められる。



広域連携について（その2）

資料2（改定版）（案） 37ページ

1. 国、大阪府等の動向について（続き）

(3) 大阪広域水道企業団との事業統合について

現在、府内14市町村の水道事業体（※）が大阪広域水道企業団と事業統合している。
その他の団体においても、令和6（2024）年度の事業統合に向け、検討、協議が進められている。

※ 藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、
河南町、千早赤阪村（能勢町は令和6（2024）年4月予定）

注）大阪広域水道企業団・・・大阪府より継承した水道用水供給事業及び工業用水道事業を行うため、大阪市を除く
府内42市町村が構成団体となり、平成23年4月1日に設立された組織（一部事務組合）

2. 本市水道事業の動向について

現状においては、大阪広域水道企業団との事業統合について具体的な検討には至っていないが、
水道の基盤強化に向けた広域化の検討においては、大阪広域水道企業団や未統合の水道事業体の
動向も見据えながら、様々な検討を行う必要がある。



②

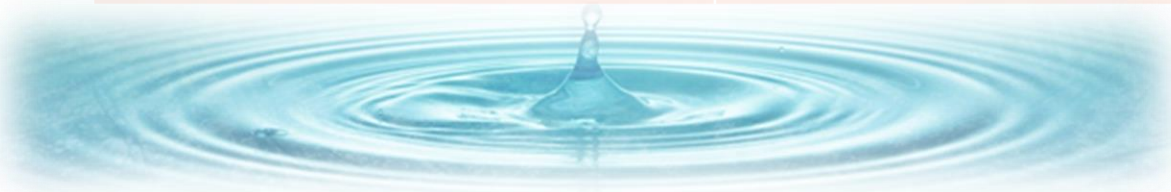
第1回審議会での審議内容及び令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直し



「目標設定と推進する実現方策」について（その1）

資料2（改定版）（案） 39ページ～42ページ

具体的な実現方策	改定内容
事業1-1 人材育成施策の実施	法定資格内訳の見直しにより、対象資格数を14資格から12資格に変更
事業1-2 近隣水道事業者との 業務共同化の推進	<ul style="list-style-type: none">・大阪広域水道企業団との広域連携を見据え、名称を「近隣水道事業者等との広域化・業務共同化の推進」に変更するとともに、広域連携を検討する旨の文章を追加・令和2（2020）年度までの進捗状況を踏まえ、目標設定を変更（第1回審議会提示済）
事業1-3 効率的な民間活用	具体的な実現方策について表記を修正
事業2-1 水道料金体系の最適化に 関する検討	現行ビジョンの計画期間の終期である令和8（2026）年度までに水道料金体系の最適化に関する検討を進める旨を追加
事業2-2 確実な水道料金の徴収	令和2（2020）年度までの進捗状況を踏まえ、目標設定を変更（第1回審議会提示済）
事業3-2 情報提供の充実化	具体的な実現方策について表記を修正



「目標設定と推進する実現方策」について（その2）

資料2（改定版）（案） 43ページ～46ページ

具体的な実現方策	改定内容
事業5-1 最重要管路路線耐震化事業の実施	第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策について表記を修正
事業5-2 配水池耐震化事業の実施	平成30（2018）年度に事業完了、目標達成した旨の表記を追加（第1回審議会提示済）
事業6-2 応援協定の充実化	第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策及び目標設定の表現について、 実効性のある見直し、取組みを行う 旨の表現を追加
事業6-3 必要な資機材の確保	第1回審議会での委員からの意見を踏まえ、具体的な実現方策及び目標設定の表現について、 必要性及び優先度を考慮した 保有計画を作成する旨の表現を追加

○その他 「最重要管路の耐震化計画図」及び
「水質監視エリアと現給水モニター位置図」を更新

③

業務指標について、
令和2年度末における時点修正
及び文章表現を修正



業務指標の数値更新について

資料2（改定版）（案） 11ページ～30ページ

《改定内容》

- 「水道事業ガイドライン」に基づく業務指標（P I）に基づき、令和2（2020）年度末における時点修正及び説明文、グラフ等の修正を実施

注）「水道事業ガイドライン」は、平成28（2016）年に規格が改正されたことから、今回の中間見直しにおいては改正された規格に基づく指標名に修正しています。

- 以下、水道事業ビジョンに掲載の項目について、分野ごとに数値の推移等を説明します。

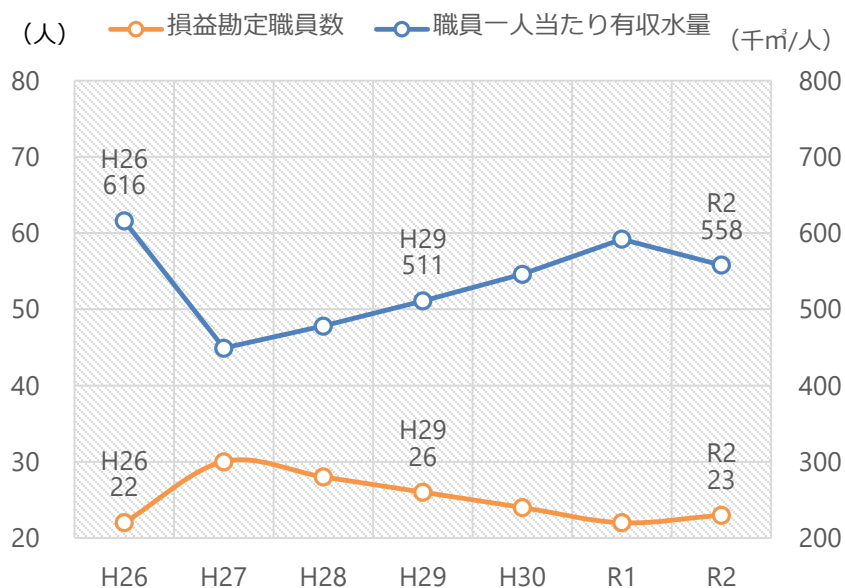
注） 数値については、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までの動向を反映



■ 職員一人当たり有収水量

資料2（改定版）（案） 13ページ

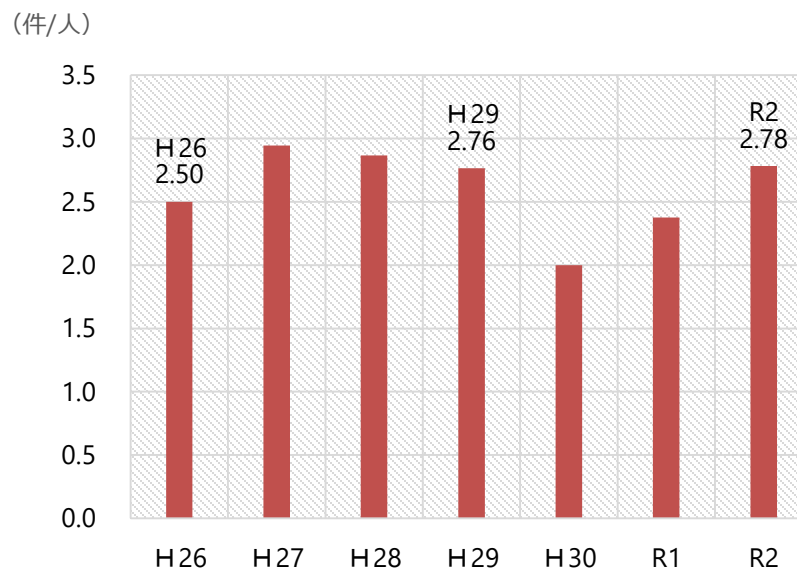
- 有収水量とは、水道料金徴収のもととなる水道水の量のこと。
有収水量が減少する中であっても、職員一人当たり有収水量は増加傾向にある。
- 有収水量は減少傾向にあることから、業務の効率化を行っていく必要がある。



■ 水道技術に関する資格取得度

資料 2（改定版）（案） 14ページ

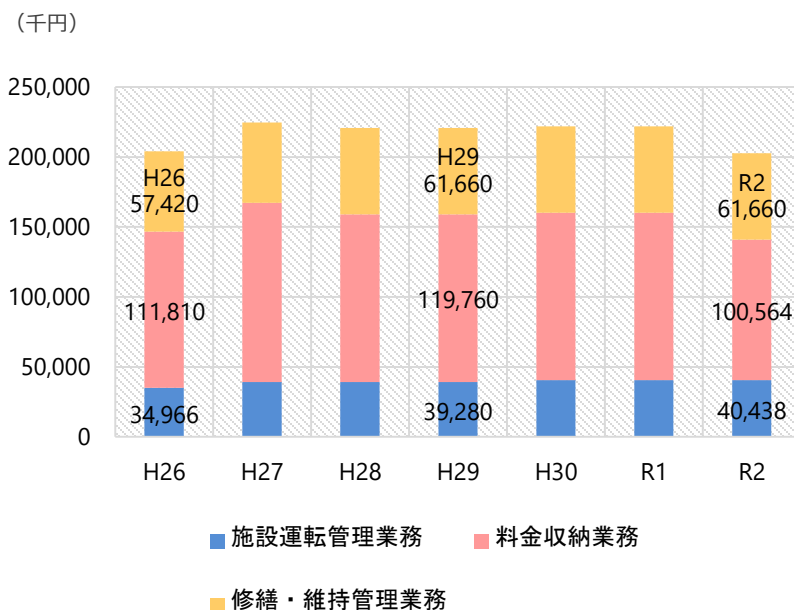
- 平成26（2014）年度から増加してきたが、平成29（2017）年度からは変動が大きくなっている。
- 当該指標の向上により、人事異動や職員構成の変化に対しても安定した事業運営を行うことが可能になる。



■ 主な業務委託費の動向

資料 2（改定版）（案） 15ページ

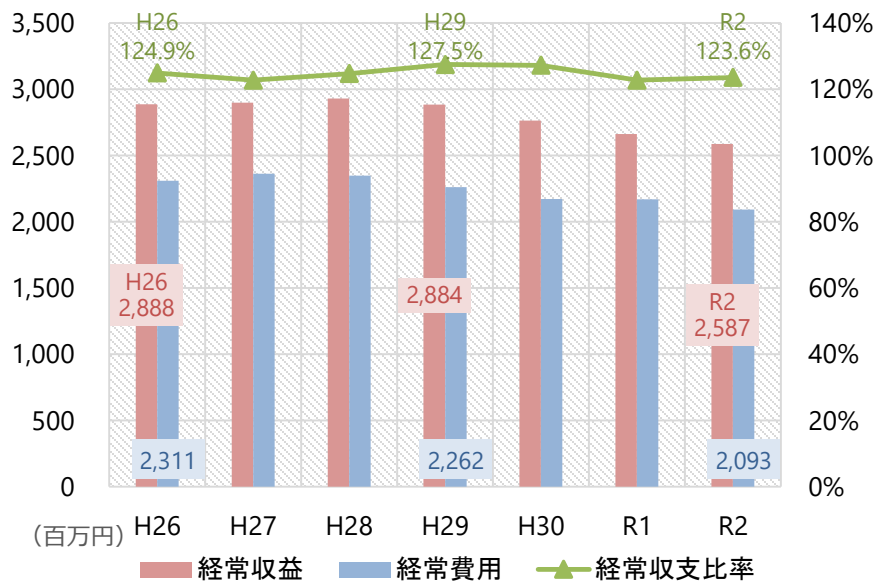
- 「修繕・維持管理業務」「料金収納業務」「施設運転管理業務」の業務委託費の合計を示す。
- 業務委託費の合計は、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけてほぼ横ばいである。



■ 経常収支比率

資料 2（改定版）（案） 16ページ

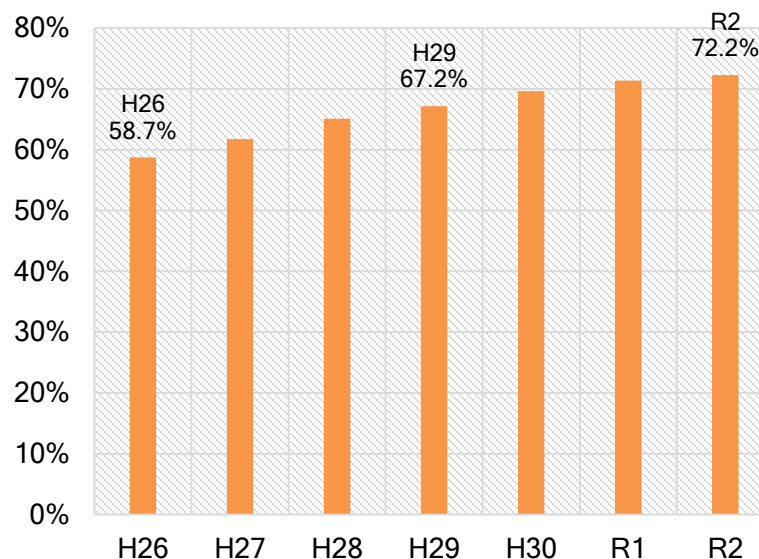
- 経常収支比率とは、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す指標で、経営状況の安定性を示すもの。
- 平成26（2014）年度から令和2（2020）年度にかけては125%前後の数値であり、府内類似団体、全国類似団体平均に比べても良好な水準にある。
- 人口減少等により営業収益が減少傾向にあることから、引き続き収支バランスを踏まえた事業運営が必要。



■ 自己資本構成比率

資料2（改定版）（案） 17ページ

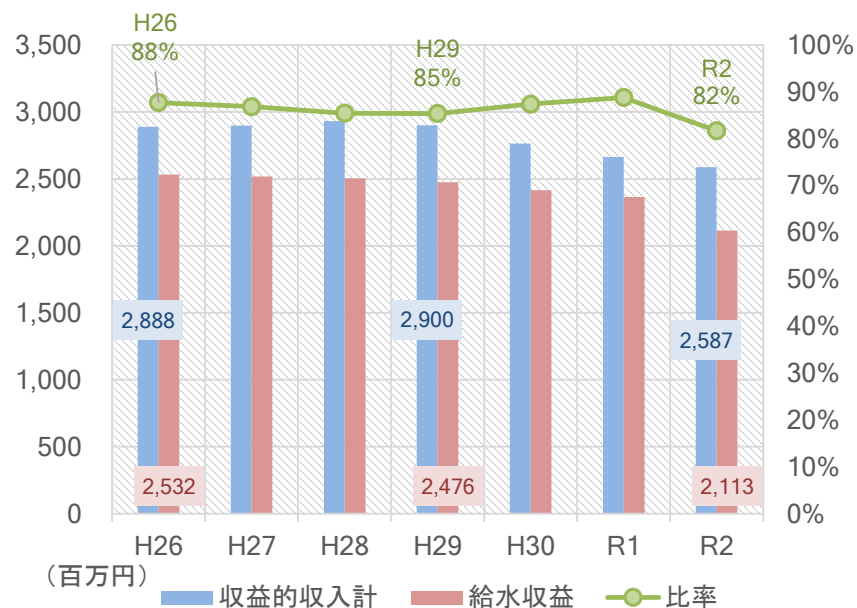
- 自己資本構成比率とは、総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合を示し、高い方が財務的に安定している。
- 平成26（2014）年度以降数値が上昇しており、財務的に安定している傾向を示している。



■ 収益的収入に対して給水収益が占める割合

資料 2（改定版）（案） 18ページ

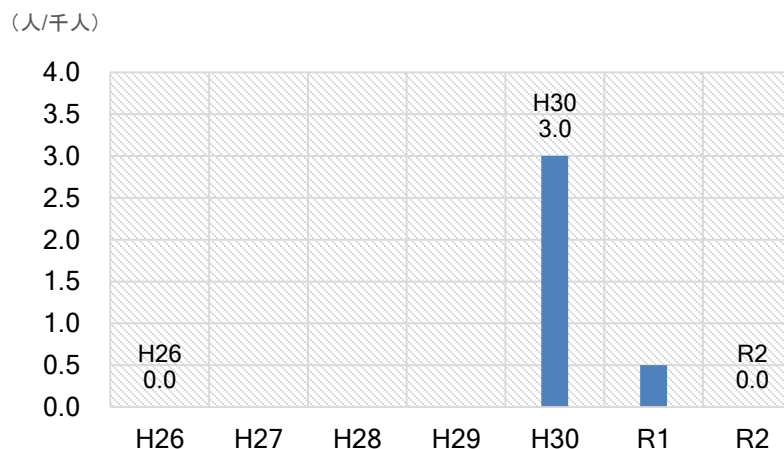
- 平成26（2014）年度から令和2（2020）年度における割合は、平均して88%と高い数値を示している。
- 本市水道事業は、給水収益（水道料金）が主な収入であることを示している。
- 令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置等により、割合が減少している（減免措置分の一部は、一般会計から補填）。



■ アンケート情報収集割合

資料 2（改定版）（案） 19ページ

- 平成30（2018）年度及び令和元（2019）年度にアンケート調査を実施した。
- 令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント開催時等におけるアンケートを実施していない。
- 今後、アンケートの収集方法等「ニーズ把握」について検討が必要。



■ 給水栓水質検査（毎日）箇所密度

資料 2（改定版）（案） 20ページ～21ページ

- 「水質検査箇所密度」は「給水栓水質検査（毎日）箇所密度」に変更、「連続自動水質監視度」は指標廃止。
- 本市においては、市内7か所の給水モニターにより監視を実施。
- 監視状況については、十分な水準を満たしている。



給水モニター内観



給水モニター外観

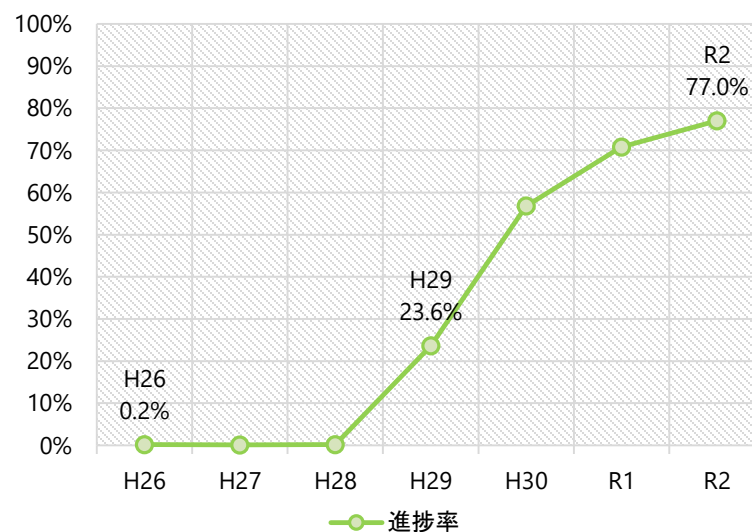
給水モニター位置図



■ 貯水槽水道指導率

資料 2（改定版）（案） 22ページ～23ページ

- 貯水槽水道は「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」に区分され、特に小規模貯水槽水道については、市長部局と並行して指導を行っている。
- 平成29（2017）年度から指導方法を変更した結果、令和2（2020）年度の貯水槽水道指導率は77.0%（小規模貯水槽水道は100%）と安定している。



令和8（2026）年度における目標値 75%

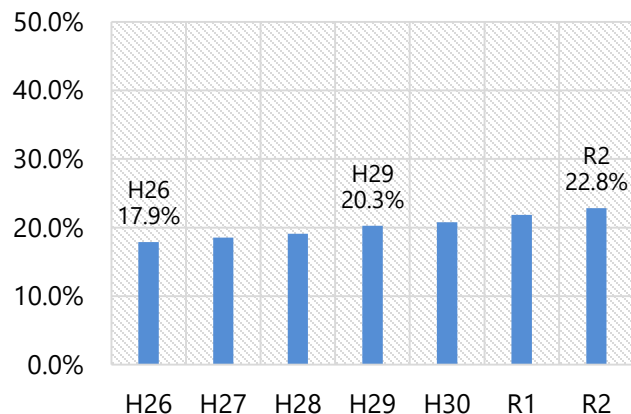
■ 管路の耐震化率、経年化管路率

資料 2（改定版）（案） 24ページ～25ページ

管路の耐震化率については、増加傾向を示し、令和 2（2020）年度で22.8%となっている。

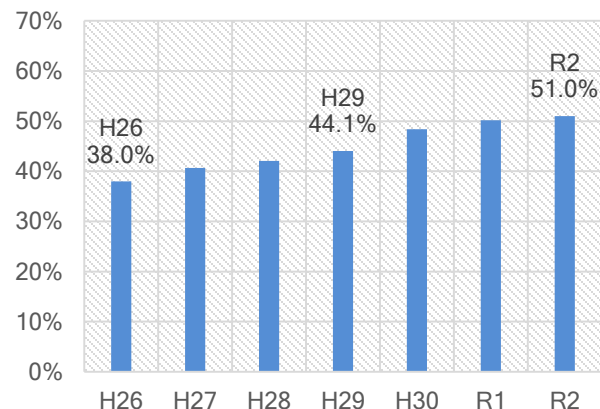
経年化管路率については、徐々に増加し、令和 2（2020）年度で51.0%となっている。

● 耐震化率のグラフ



令和 8（2026）年度における目標値
29.1%（管路全体） 60.2%（最重要管路）

● 経年化管路率のグラフ

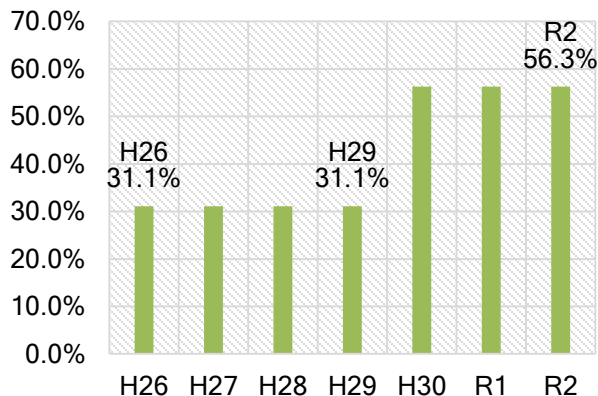


■ 配水池耐震施設率、ポンプ所耐震施設率

資料 2（改定版）（案） 25ページ～28ページ

配水池耐震施設率は、平成30（2018）年度に上馬伏配水場 4 号配水池が完成したことで56.3%に上昇している。

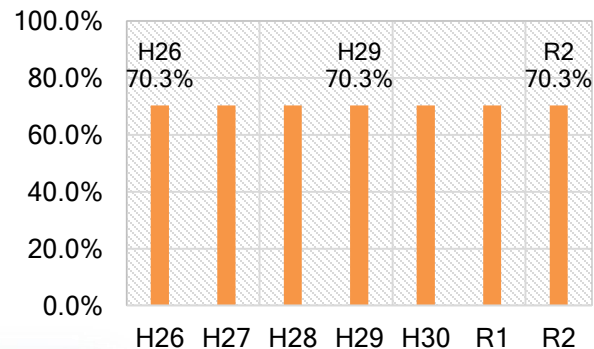
● 配水池耐震施設率のグラフ



平成30（2018）年度目標達成
災害発生時でも1人当たり約100ℓ
（約1週間分）の水を確保

ポンプ所耐震施設率は、令和 2（2020）年度で70.3%となっている。ただし、法定耐用年数（50年）を超過している設備もあり、今後の更新工事で改善する予定である。

● ポンプ所耐震施設率のグラフ



令和8（2026）年度における目標値 100%

■ 給水車保有度

資料2（改定版）（案） 29ページ

- ・ 給水車保有度は、災害発生時等に応急給水が可能である車両（給水車）を給水人口1,000人あたりどれぐらい保有しているかを示した指標であり、本市では1台を有している。
- ・ 本市の給水車保有度は、府内類似団体平均及び全国類似団体平均と同様となっている。





「門真市水道事業ビジョン (改定版)」 (案) について



門真市水道事業ビジョンの改定内容（本編）

※第2回審議会資料1 再掲

項 目	改定内容
第1章（門真市水道事業ビジョン策定の背景）	必要な時点修正を実施
第2章（門真市水道事業の概要）	必要な時点修正を実施
第3章（現状評価と課題）	令和2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
第4章（将来の事業環境）	中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
第5章（基本理念と理想像）	改定なし
第6章（目標設定と推進する実現方策）	令和2（2020）年度までの進捗状況及び第1回審議会の審議内容を踏まえた更新を実施
第7章（検討の進め方とフォローアップ）	改定なし



門真市水道事業ビジョンの改定内容（資料編）

※第2回審議会資料1 再掲

項 目	改定内容
資料1（用語解説）	必要な時点修正を実施
資料2（門真市水道事業経営審議会・パブリックコメント）	令和3（2021）年度の審議スケジュールを踏まえ、後日更新予定
<u>資料3（財政計画）</u>	<u>中間見直し段階における推計値等の更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施</u>
資料4（耐震化計画）	令和2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施
資料5（水安全計画の概要）	必要な時点修正を実施
資料6（アセットマネジメントの概要）	令和2（2020）年度時点での数値更新を行い、説明文、グラフ等の更新を実施



第3回審議内容における改定のポイント

①

人口推計、策定後の実績値等を反映した将来推計値及び財政計画の更新
(改定版(案) 本編第4章、資料編第3章関係 本資料P5～P15)

②

令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて(追加)
(改定版(案) 39ページ、42ページ関係 本資料P16～P17)

③

広域連携の必要性について(補足)
(改定版(案) 37ページ関係 本資料P18～P21)

④

「水道料金体系の最適化に関する検討」の背景と進め方について
(改定版(案) 41ページ関係 本資料P22～P25)

①

**人口推計、策定後の実績値等
を反映した将来推計値及び
財政計画の更新**



給水人口と水需要の減少

資料2 改定版(案) 31ページ、32ページ

■ 給水人口

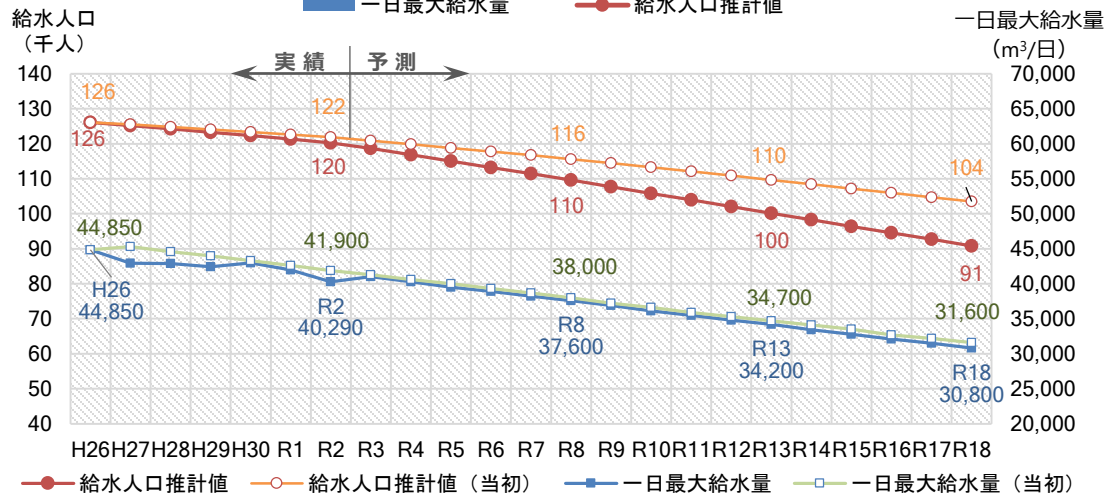
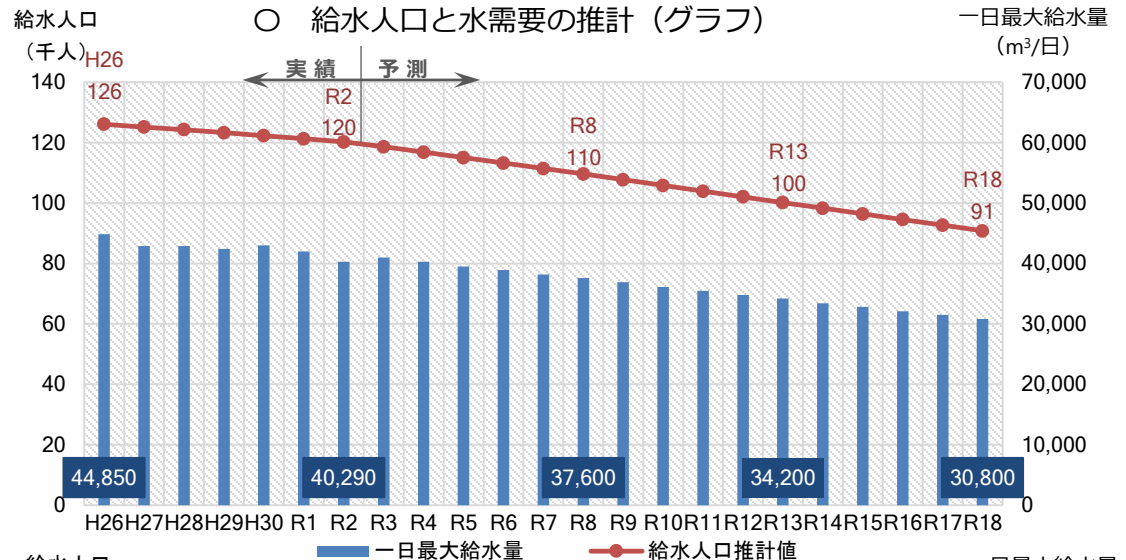
- 平成30(2018)年の国立社会保障・人口問題研究所(社人研※)の人口推計を基本に、令和8(2026)年における給水人口(=推計人口)を推計すると、約110,000人となる。
- 令和8(2026)年度の推計は、平成28(2016)年度の水道事業ビジョン策定時における推計(当初推計)より約6,000人減少している。
- 令和18(2036)年度にかけて給水人口は減少傾向の見込み。

※厚生労働省の研究機関

■ 水需要予測

- 給水人口推計に基づき、今後も有収水量(水道料金算定のもととなる水道水の量)が減少すると見込み、水需要予測を算出。(※)
- 令和8(2026)年度の日最大給水量の推計は約37,600m³/日であり、当初推計とほぼ同様である。
- 令和18(2036)年度にかけて一日最大給水量は減少傾向の見込み。

※大規模商業施設の建設等、まちづくりの進展による影響(増加要因)は考慮していない。



給水収益の減少

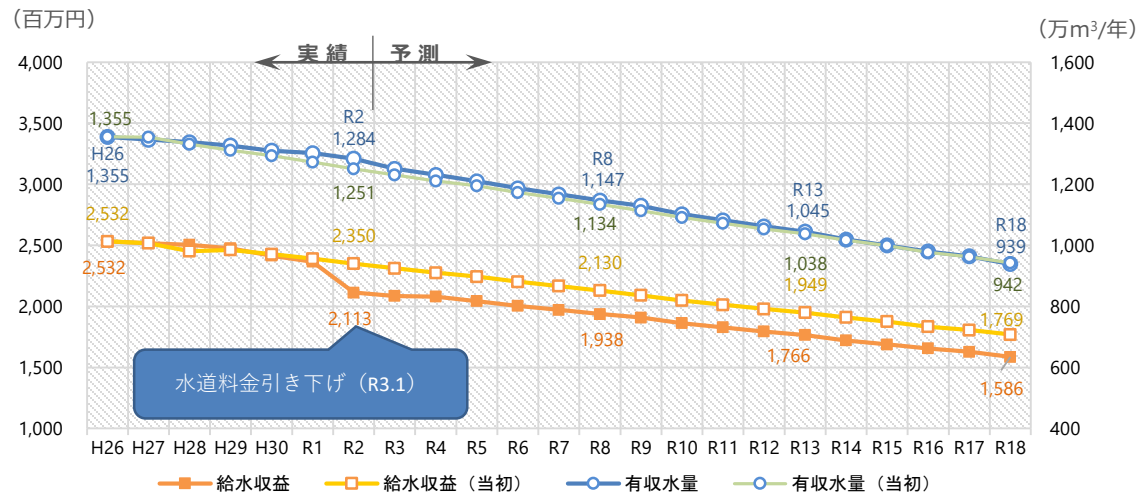
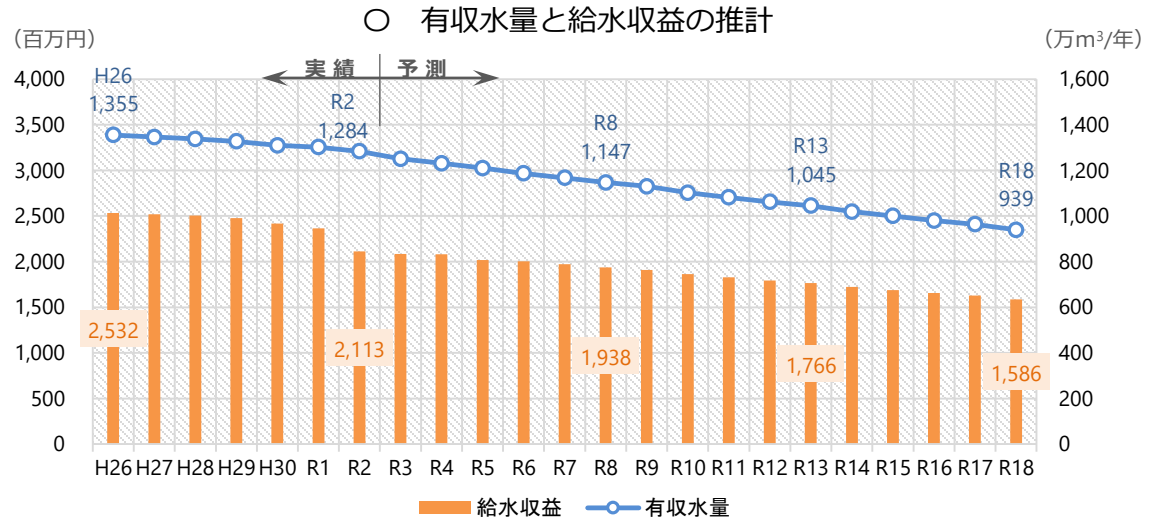
資料2 改定版(案) 33ページ

■ 有収水量

- 平成26(2014)年度の1,355万 m^3 から令和8(2026)年度は約1,150万 m^3 になる見込み。
- 令和8(2026)年度の推計は、当初推計に比べて微増している。人口減少の割合が大きくなっているものの、一人当たりの使用水量実績が当初推計と比べて多くなっていることが背景にある。
- 令和18(2036)年度にかけて減少傾向の見込み。

■ 給水収益

- 令和3(2021)年1月の水道料金引き下げ等に伴い、平成26(2014)年度の約25億3,200万円から令和8(2026)年度は約19億3,800万円になる見込み。
- 令和8(2026)年度の推計は、当初推計より約2億円弱減少しているが、これは水道料金引き下げの影響である。
- 水道料金引き下げによる令和8(2026)年度までの計画期間における収益の影響は約12億円である。
- 令和18(2036)年度にかけて減少傾向の見込み。



財政計画について（概要）

資料2 改定版（案）58ページ、59ページ

■ 財政計画とは

耐震化計画に掲げる事業計画に基づく財政計画であり、門真市水道事業ビジョンにおける経営戦略の根拠となるもの

■ 計画期間

平成29（2017）年度から令和8（2026）年度まで（現行と同様）

■ 中間見直しにおける財政計画の修正について

基本的には、現行の財政計画策定と同様に実施しているが、以下の項目については設定見直しを行っている。

- ・ 給水収益・・・供給単価につき、令和3（2021）年1月の料金改定による影響を反映し、有収水量については中間見直しによる推計値を用いて算定
- ・ 工事請負費・・・泉町浄水場更新工事について、中間見直し段階における事業費見込をもとに設定
- ・ その他・・・算定のもととなる実績値は、基本的に平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の決算値平均に基づき算定

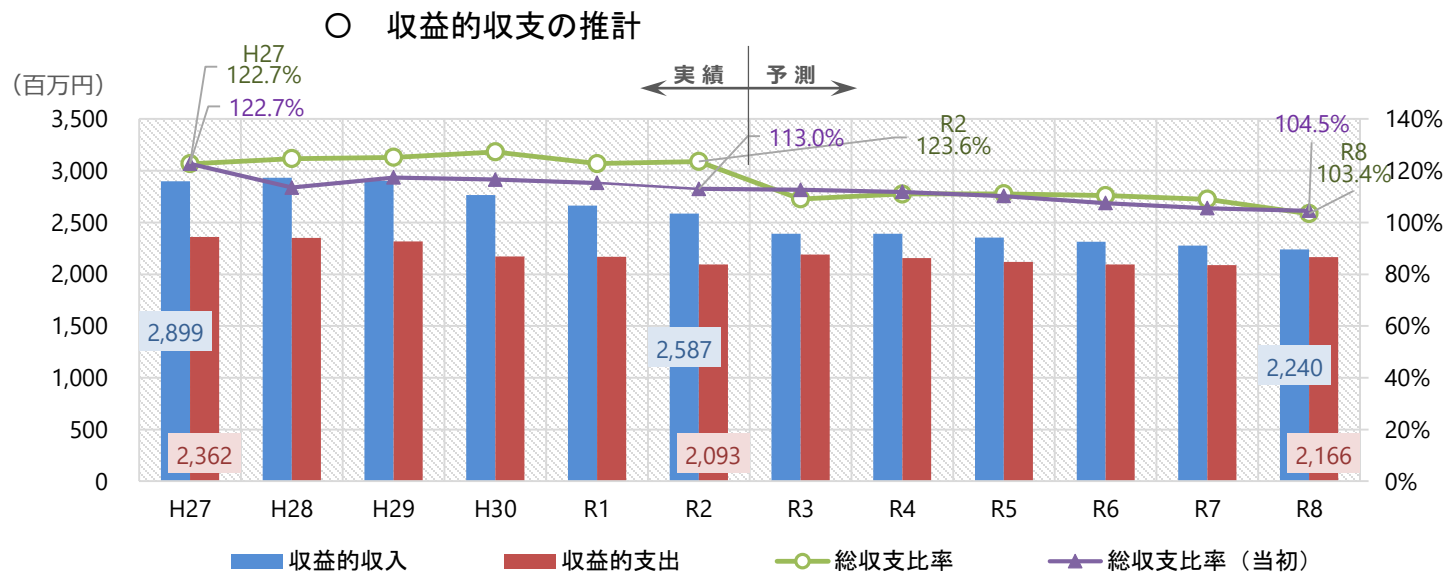


財政計画について（収益的収支）

資料2 改定版（案）61ページ、62ページ

■ 収益的収支

- ・ 収益的収入については、有収水量の減少及び令和3（2021）年1月の水道料金引き下げの影響により減少傾向が続く見込み。
- ・ 収益的支出については、年度ごとの相違はあるが長期的にみると減少傾向。
- ・ 収益的収入と収益的支出の比率を示す「総収支比率」については、水道料金を引き下げた令和3（2021）年度において大きく減少し、その後令和8（2026）年度まで緩やかに減少する見込み。
- ・ 令和8（2026）年度における総収支比率の推計は、水道料金引き下げの影響により、当初推計の104.5%から103.4%に減少するが、計画期間を通じて100%以上の水準を維持する見込み。



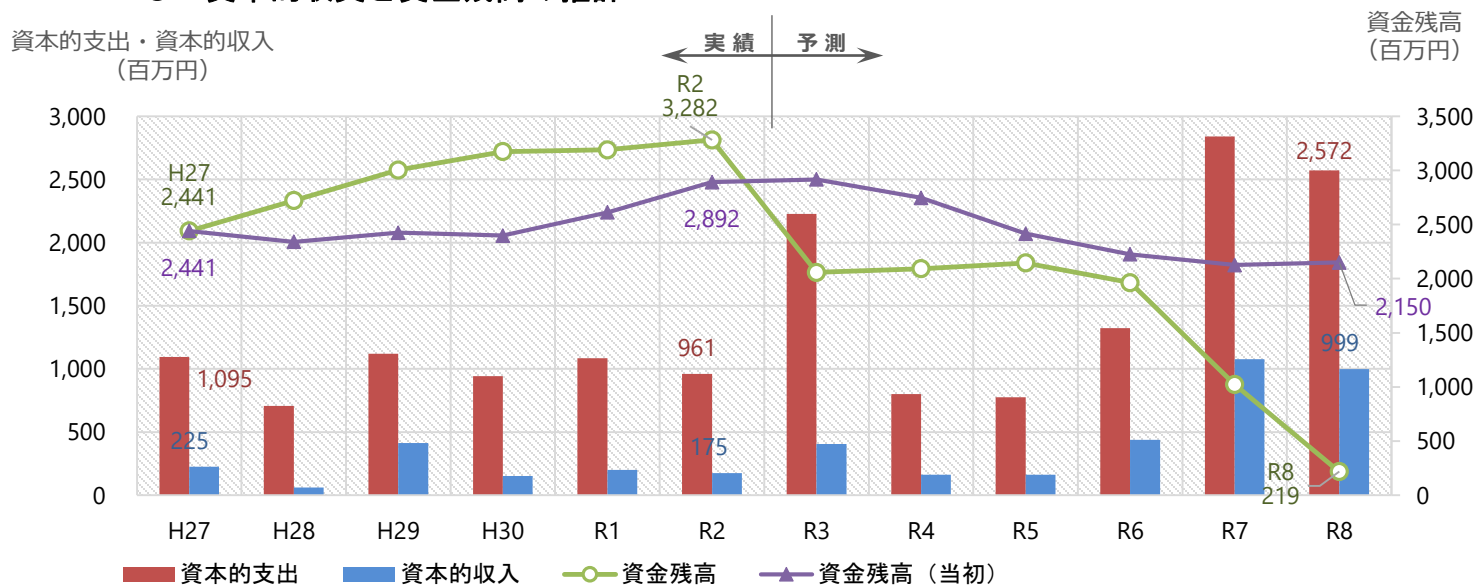
財政計画について（資本的収支）

資料2 改定版（案）63ページ

■ 資本的収支

- ・令和2（2020）年度における資本的収支不足額は約7億8,600万円であり、財政計画期間における資本的収支不足額についてはバラツキがある。
- ・泉町浄水場更新工事の実施により資本的支出は増額する。特に令和7（2025）～令和8（2026）年度は工事費の増加が見込まれるため、資本的収支不足額は増加する。これに伴い、資金残高推計は当初推計に比べて減少が見込まれる。
- ・資本的収入の確保のため、企業債充当率を27.5%から45.0%の範囲で設定する。
- ・資本的支出のもととなる建設改良費は、耐震化計画及び泉町浄水場更新工事における現段階の見込額を示しているものであり、毎年度の実施計画を踏まえ、事業費を予算化する。

○ 資本的収支と資金残高の推計

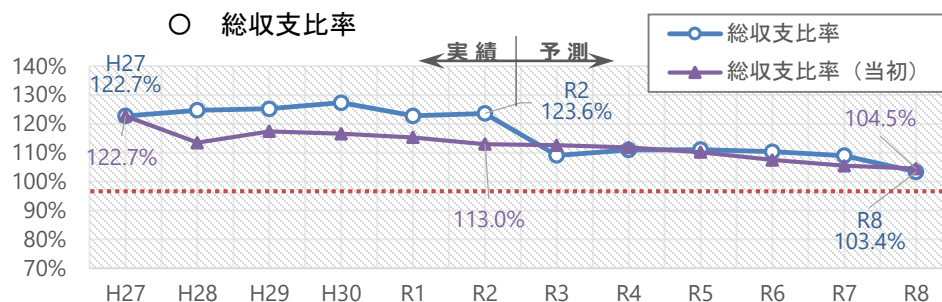


財政計画について（総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率）

資料2 改定版（案）64ページ～65ページ

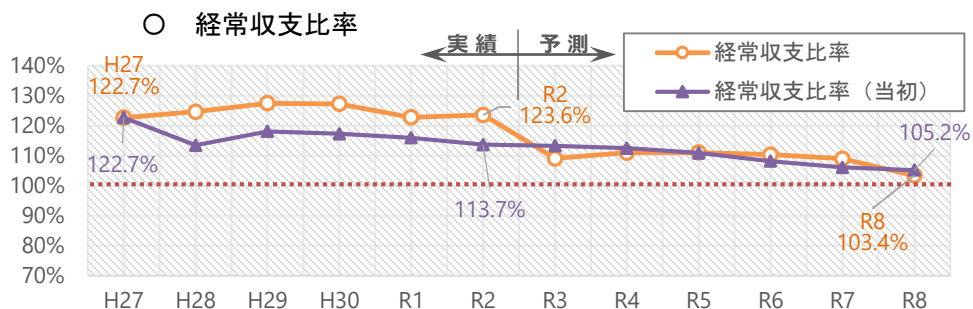
■ 総収支比率

事業の収益性を判断する指標の一つ。
 令和3（2021）年度に水道料金引き下げの影響もあり大きく減少、以降は緩やかに減少見込
 令和8（2026）年度見込値 103.4%
 （当初推計値より1.1ポイント減）



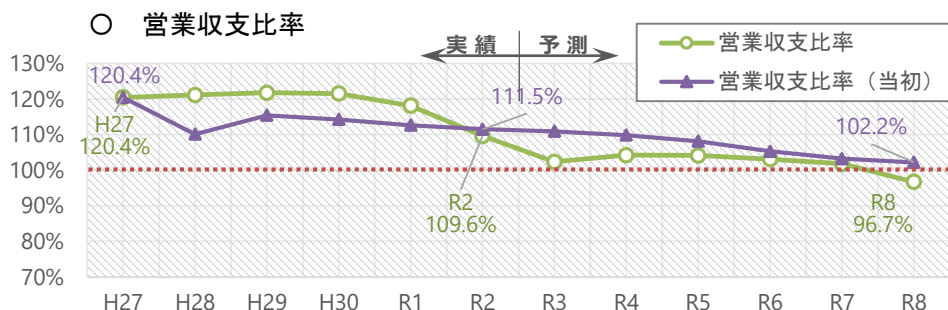
■ 経常収支比率

事業体の経常的な活動の収益性を示す指標。
 総収支比率と同様の動向を示す。
 令和8（2026）年度見込値 103.4%
 （当初推計値より1.8ポイント減）



■ 営業収支比率

事業本体の活動に着目した収益性を判断するもの。
 総収支比率、経常収支比率と同様の動向を示す。
 令和8（2026）年度見込値 96.7%
 （当初推計値より5.5ポイント減）



財政計画について（企業債償還元金対減価償却費率）

資料2 改定版（案）66ページ

■ 企業債償還元金対減価償却費率

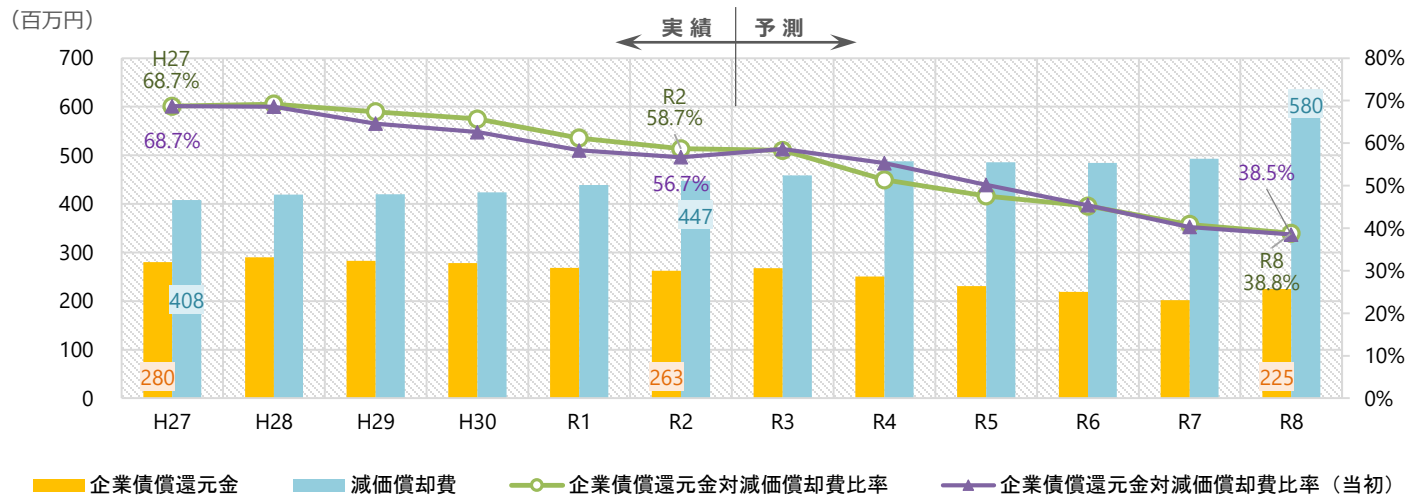
資産状況を判断する指標の1つ。

平成27（2015）年度の68.7%から徐々に減少している。

100%以下であれば財務的に安全である。

令和8（2026）年度見込値 38.8%（当初推計値より0.3ポイント増）

○ 企業債償還元金対減価償却費比率の推計



財政計画について（自己資本構成比率）

資料2 改定版（案）67ページ

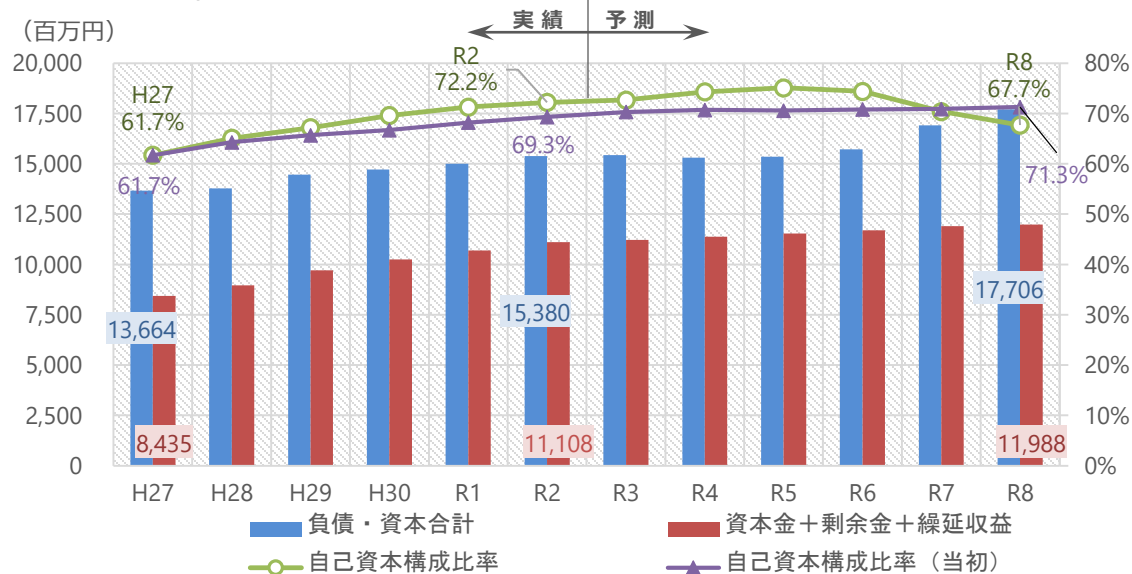
■ 自己資本構成比率

財務的健全性を示す指標の1つ。

平成27（2015）年度の61.7%から徐々に増加しているが、令和7（2025）年度以降減少する見込。比率が高い方が財務的に安定している。

令和8（2026）年度見込値 67.7%（当初推計値より3.6ポイント減）

○ 自己資本構成比率の推計



財政計画について（供給単価・給水原価と料金回収率）

資料2 改定版（案）68ページ

■ 供給単価

有収水量 1 m³当たりの販売単価を示す。
 今回の財政計画においては、平成28（2016）年度～平成30（2018）年度までの平均に令和3（2021）年1月の料金改定率を乗じた額169.0円/m³と設定

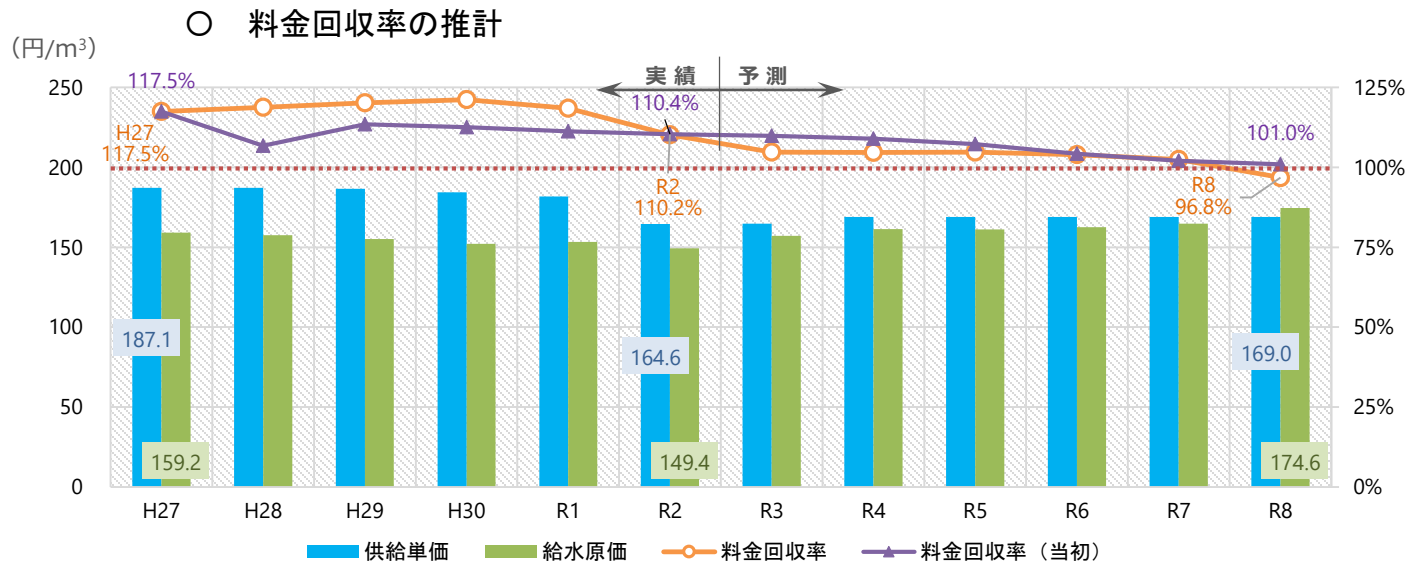
■ 給水原価

有収水量 1 m³当たりの製造原価を示す。
 財政計画においては徐々に上昇し、令和8（2026）年度には174.6円/m³となる見込みである。

■ 料金回収率

供給単価と給水原価の関係を表し、事業の経営状況の健全性を示す指標。独立採算制を基本とする水道事業の場合は、100%以上が望ましい。

水道料金の引き下げ、減価償却費の増加等により、令和8（2026）年度の料金回収率は96.8%となる見込みである（当初推計値より4.2ポイント減）。



ま と め

■ 水需要予測について

- ・当初推計に比べて、推計人口（給水人口）の減少幅が大きくなっており、人口減少が進んでいる。
- ・有収水量、給水収益については、当初推計と同様に減少傾向の見込み。
ただし、一人当たりの使用水量の減少が当初推計よりも緩やかになっているため、有収水量の推計は当初推計から微増となっている。
- ・今回推計には、今後、予定されている大規模商業施設の建設等、まちづくりの進展による水需要予測の影響（増加要因）は考慮していない。

■ 財政計画について

- ・給水収益については、令和3（2021）年1月の水道料金引き下げ等のため、令和8（2026）年度までの計画期間における収益減少の影響額は約12億円の見込みである。
- ・水道料金の引き下げにおいても、計画期間における収支については、総収支比率100%以上の水準を確保できる見込みである。
- ・泉町浄水場更新工事による資本的支出の額が当初推計よりも増加する見通しである。
現行水道事業ビジョンの計画期間終了後の健全な経営を行うため、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、水道料金体系の最適化に関する検討を行っていく必要がある。



②

令和2年度までの進捗状況を踏まえた
「目標設定と推進する実現方策」の見直し
について（追加）



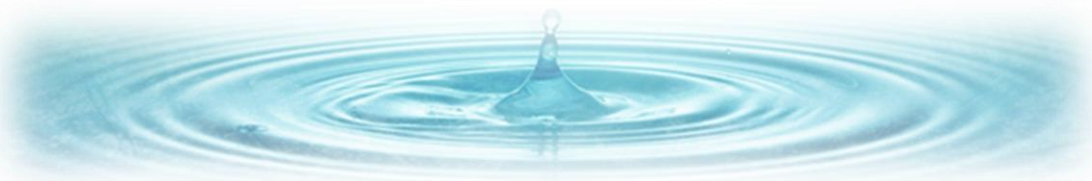
令和2年度までの進捗状況を踏まえた「目標設定と推進する実現方策」の見直しについて（追加）

資料2 改定版（案）39ページ、42ページ

施策の方向性を見直し、基本施策3－1「お客さまニーズ把握施策の実施」と基本施策3－2「情報提供の充実化」を統合する。

【見直しの背景】

- 平成28（2016）年度の現行水道事業ビジョン策定の際、「基本施策3 水道サービスの充実化」の施策として、「お客さまニーズを把握する手法を検討するものとし、考案された手法によりお客さまニーズを把握し、より充実した水道サービスを提供するもの」として設定した。
- 施策設定後、内部調査及びニーズ把握のためのアンケートを実施したが、具体的な施策の実施にまでは至っていない。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等により、第2回審議会における委員からのご指摘のとおり、今後はアンケート収集方法等を検討しなければ情報収集や施策の進捗に影響が生じると考えられる。
- アンケートの収集については、手法の検討を含めて今後も検証する必要があると考えられることから、基本施策3－1「お客さまニーズ把握施策の実施」については、情報収集及び情報発信の取り組みを実施するものとし、基本施策3－2「情報提供の充実化」に統合し、お客さま満足度の向上につなげるものとする。



③

広域連携の必要性について（補足）



広域連携の必要性について（補足）（その1）

資料2 改定版（案）37ページ関係

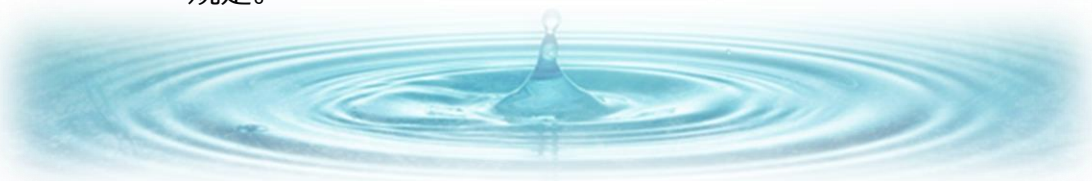
○全国の水道事業の現状

- ・市町村経営が原則（水道法第6条第2項）
- ・独立採算制が原則（地方財政法第6条）
- ・事業収入の大半を占める水道料金収入は、節水機器の普及や使用水量の減少などの影響により減少傾向にあり、また今後、人口減少等の影響を受け、益々その傾向は顕著になると見込まれる。
- ・高度経済成長期に建設した水道施設が耐用年数に達し、今後それら施設の更新・耐震化が急務となっており、これらの事業の実施に必要な資金、人員の確保が必要。

⇒これらの情勢に対応するため、**水道の基盤の強化が必要**

○水道の基盤の強化（国・大阪府の動向）

- ・平成24（2012）年3月 厚生労働省通知に基づき、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）が改定。
平成42（2030）年度を目標に、府域一水道に向けた広域化を推進することが盛り込まれた。
- ・平成28（2016）年10月 大阪府広域的水道整備計画が改定。
大阪広域水道企業団（企業団：水道用水供給事業）と市町村水道（末端給水事業）との統合の明確化。
- ・平成30（2018）年12月 水道法が改正され、「広域連携の推進」を含む水道の基盤の強化に関する措置を規定。



広域連携の必要性について（補足）（その2）

資料2 改定版（案）37ページ関係

○門真市水道事業の現状

- ・本市水道事業は、自己水源がなく、すべて企業団から受水しており、泉町浄水場、上馬伏配水場の2施設から各家庭へ配水している。
- ・経営状況については安定しており、現行水道事業ビジョンの計画期間における運営は問題はない状況である。
- ・職員構成については、水道事業を運営するのに必要な資格も確保できており、組織・人員体制が整っている。

⇒ただし、全国と同様に、本市水道事業においても人口減少、施設の更新・耐震化や職員の技術継承などの課題を抱えている。

○広域連携のメリット

- ・施設の共同設置、共同利用（維持管理費用等の削減）
- ・専門的な人材の確保、危機事象発生時の体制強化
- ・システムの共同化による事務処理の効率化
- ・統合に伴う施設更新費への交付金活用 等



広域連携の必要性について（補足）（その3）

資料2 改定版（案）37ページ関係

○門真市水道事業としての広域連携の必要性

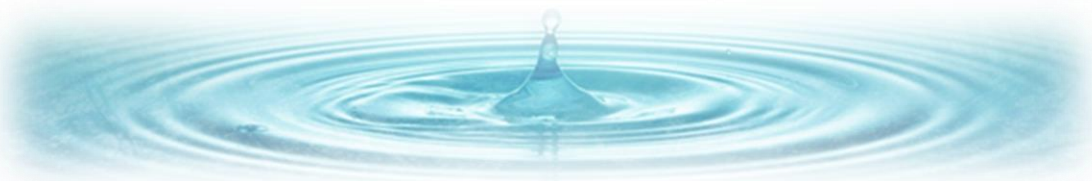
- ・府域一水道の実現に向けては、現行水道事業ビジョンの策定時（平成29（2017）年3月）に比べ、企業団と各水道事業体との統合（経営の一体化）により進展してきている。

【現在、14団体が統合（令和6（2024）年から事業開始予定の能勢町を含む。）】

- ・水道法の改正（平成30（2018）年）により、都道府県（大阪府）は、各市町村との協議を踏まえ、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないようになった。

⇒本市水道事業を取り巻く情勢の変化に適切に対応する必要がある。

現段階においては、企業団との統合について具体的な検討は至っていないが、令和9（2027）年度以降の次期水道事業ビジョンの策定を見据え、施設の最適配置案など、比較可能なシミュレーションを行っていく必要がある。



④

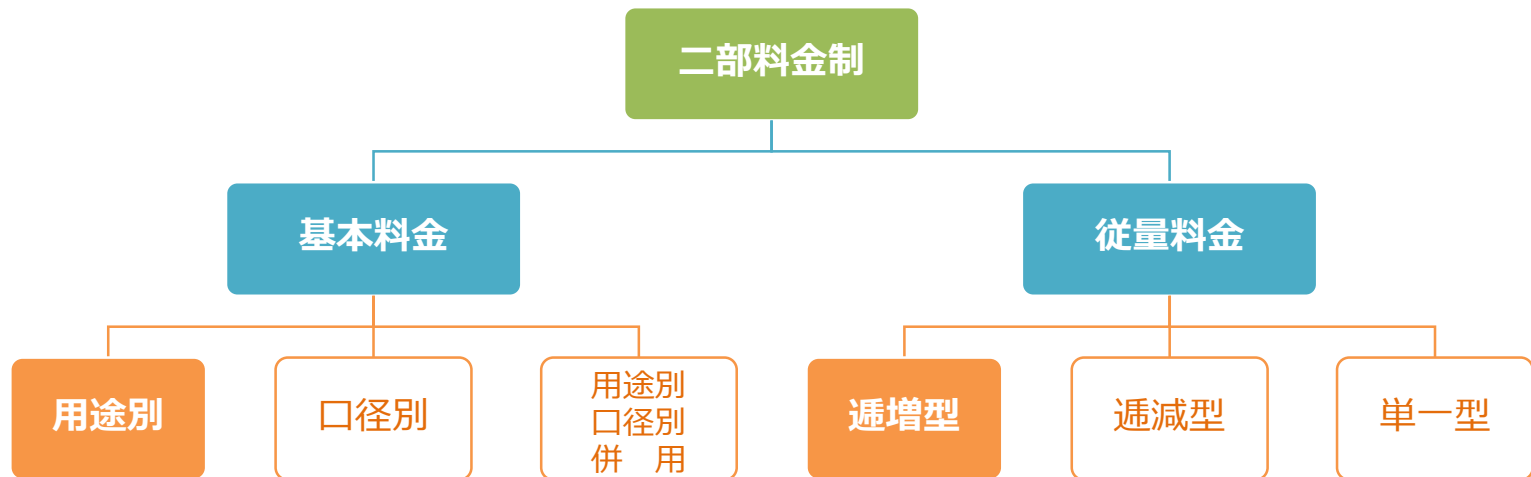
「水道料金体系の最適化に関する検討」の 背景と進め方について



水道料金制度について

資料2 改定版(案) 41ページ関係

- ・ 門真市水道事業では、**基本料金**と**従量料金**から成る**二部料金制**を採用。
- ・ 基本料金については、用途別に**基本水量制**を採用。
(一般用の場合、月10m³まで。月額985円(消費税込)。)
- ・ 従量料金については、**逡増制**を採用。



水道料金体系の最適化に関する検討を行う必要性

資料2 改定版（案）41ページ関係

○これまでの経緯

- ・平成28（2016）年度に門真市水道事業ビジョンを策定し、財政計画を示すとともに、水道料金最適化に関する検討を進める旨を記載した。
- ・令和元（2019）年度に門真市上下水道事業経営審議会（審議会）において、水道料金改正に係る審議を実施した。
（水道事業ビジョン計画期間における財政見通しを踏まえた上での料金引き下げ）
- ・令和3（2021）年1月1日から水道料金の引き下げを実施した。

○検討を行うべき背景

- ①令和8（2026）年度までの財政計画の収支状況を踏まえて、水道料金の引き下げを実施しており、現行水道事業ビジョンの計画期間終了後（令和9（2027）年度以降）の料金水準については、改めて財政計画を踏まえての検討が必要である。
- ②令和元（2019）年度開催の審議会において、水道料金に関しては以下のように答申を受けている。
 - 定期的に水道料金の適正性について検証・確認すること。
 - 基本水量の見直しを含めたあるべき料金体系を実現するとともに、水道施設の更新を計画的に推進し、事業の持続性と世代間負担の公平性を確保するため、資産維持費を含む総括原価方式での適正な料金水準を改めて検証すること。



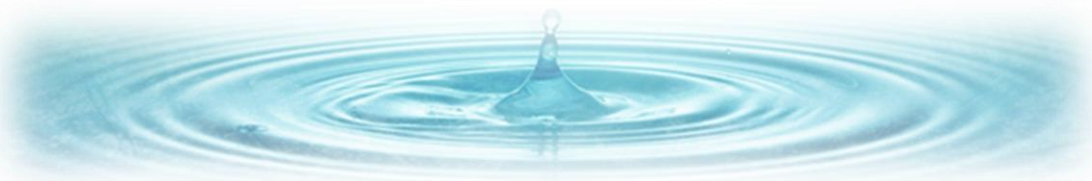
水道料金体系最適化の進め方

資料2 改定版（案）41ページ関係

- ・水道料金の算定に当たっては、水道法及び水道法施行規則の趣旨（※）に基づき、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）に算定方法が示されている。
- ・本市においても、同要領に基づき、現行水道事業ビジョン計画期間において水道料金体系の最適化に関する検討を進める。
- ・内部検討による水道料金体系については、門真市上下水道事業経営審議会による審議を経たうえで決定していく予定である。

（※）水道法第14条第2項に基づき、「独立採算制」を基本としたうえで、以下の要件を満たす必要がある。

- ・能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ・料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。



パブリックコメント意見募集結果について

1. 案件名

門真市水道事業ビジョン（改定版）（案）

2. 意見募集期間

令和4（2022）年1月11日（火）から2月10日（木）まで

3. 実施機関

名称：環境水道部経営総務課

電話：06（6903）3131

4. 閲覧場所

泉町浄水場ロビー、市情報コーナー（市役所別館1階）、市役所本館1階入口、保健福祉センター、南部市民センター、門真市民プラザ、公民館、ルミエールホール、総合体育館、図書館本館、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、女性サポートステーションWESS、リサイクルプラザ

5. 受け付けた意見等の件数

1件（1名）

6. 意見内容及び市の考え方

寄せられた意見に対し、案の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	必要な財源は確保できているか。水道サービス向上の取組ができているか。水道サービスをしてください。	今回策定する「門真市水道事業ビジョン（改定版）」に基づき、事業運営に必要な財源を確保し、引き続き市民の皆様へ安定的な水道サービスを提供していきます。